

本則			
	現行	改訂	備考
	第6章 労働条件	第6章 労働条件	
	第1節 就業時間	第1節 就業時間	
	<p>第601条(労働時間)</p> <p>エルダー社員の所定労働時間は以下とする。エルダー社員Ⅰ、Ⅱの場合、原則として1日実働8時間以内、労働日数は週3～5日、週所定労働時間は15時間以上34時間30分以内とし、雇用契約時に個々に定める。</p> <p>エルダー社員Ⅲの場合、原則として年間所定労働時間は <b>1818時間</b>とし、1週間の平均所定労働時間は <b>34時間57分</b>、1日の平均所定労働時間は <b>7時間25分</b>とする。ただし、年間の暦日が366日の場合には、1日分の所定労働時間を加えた時間数とする。</p> <p>②会社は、業務上の都合により必要がある場合には、本人の事情を十分に斟酌しその同意を得て、また本人からの申請で会社が認めた場合には、雇用契約期間の途中であっても、前項の範囲内で雇用契約上定められた労働時間を変更することがある。</p> <p>③エルダー社員の週の起算日は毎週水曜日とする。</p>	<p>第601条(労働時間)</p> <p>エルダー社員の所定労働時間は以下とする。エルダー社員Ⅰ、Ⅱの場合、原則として1日実働8時間以内、労働日数は週3～5日、週所定労働時間は15時間以上34時間30分以内とし、雇用契約時に個々に定める。</p> <p>エルダー社員Ⅲの場合、原則として年間所定労働時間は、<b>1803時間</b>とし、1週間の平均所定労働時間は <b>34時間40分</b>、1日の平均所定労働時間は <b>7時間25分</b>とする。但し、年間の暦日が366日の場合には、一日分の所定労働時間を加えた時間数とする。</p> <p>②会社は、業務上の都合により必要がある場合には、本人の事情を十分に斟酌しその同意を得て、また本人からの申請で会社が認めた場合には、雇用契約期間の途中であっても、前項の範囲内で雇用契約上定められた労働時間を変更することがある。</p> <p>③エルダー社員の週の起算日は毎週水曜日とする。</p>	<p>・所定労働時間を短縮する場合</p> <p>・赤字は各社規定による</p>
	<p>第607条(育児、介護勤務)</p> <p>会社は、育児ならびに家族の介護と仕事との両立を目的としてエルダー社員が請求した場合、一定期間内において、<u>勤務時間を短縮</u>することがある。その取扱いは、社員労働協約「<u>育児勤務規程</u>」及び社員労働協約「<u>介護・介護準備勤務規程</u>」による。</p>	<p>第607条(育児勤務、育児のためのフルタイムシフト選択勤務、介護勤務)</p> <p>会社は、育児並びに家族の介護と仕事との両立を目的としてエルダー社員が請求した場合、一定期間内において、<u>勤務時間の短縮または選択を認める</u>ことがある。その取扱いは、その取扱いは、社員労働協約「<u>育児勤務規程</u>」及び社員労働協約「<u>育児のためのフルタイムシフト選択勤務規程</u>」並びに社員労働協約「<u>介護・介護準備勤務規程</u>」による。</p>	<p>・フルタイムシフト選択勤務制度の新設(法改正対応)</p>
	<p>諒解事項</p> <p>1. 第601条第3項の定めは、2024年10月1日以降の最初の水曜日より有効とし、2024年9月30日以前の起算日は毎週月曜日とする。</p> <p>2. エルダー社員Ⅲ、にかかる第606条第1項の定めは、2024年10月1日以降の遅刻、早退、外出に対して有効とする。なお、エルダー社員Ⅲの2024年9月30日以前の遅刻、早退、外出(第606条第2項に定めるものを除く)に対しては、1か月通算で1日あたりの所定労働時間に達するごとに、欠勤1日として取り扱う。</p>	(削除)	<p>・諒解事項の削除</p>
	第2節 休日・休暇	第2節 休日・休暇	
	<p>第611条(休日)</p> <p>エルダー社員Ⅰ、Ⅱの休日は、原則として週1日以上又は4週4日以上とし、労働条件の確認時に個々に定める。なお、週の起算日は毎週水曜日とする。</p> <p>②会社は、業務の都合により必要がある場合には、本人の事情を十分に斟酌しその</p>	<p>第611条(休日)</p> <p>エルダー社員Ⅰ、Ⅱの休日は、原則として週1日以上又は4週4日以上とし、労働条件の確認時に個々に定める。なお、週の起算日は毎週水曜日とする。</p> <p>②会社は、業務の都合により必要がある場合には、本人の事情を十分に斟酌しその</p>	<p>・所定労働時間を短縮する場合</p> <p>・赤字は各社規定による</p>

<p>同意を得て、前項の範囲内で休日を振り替えることがある。</p> <p>③業務の都合又は本人からの申請で会社が認めた場合には、雇用契約期間の途中であっても、第1項の範囲内で雇用契約上定められた休日を変更することがある。</p> <p>④エルダー社員Ⅲの年間の総休日数は <u>120日</u> とし、その取扱いは社員労働協約「休日規程」「連続休暇規程」による。</p>	<p>同意を得て、前項の範囲内で休日を振り替えることがある。</p> <p>③業務の都合または本人からの申請で会社が認めた場合には、雇用契約期間の途中であっても、第1項の範囲内で雇用契約上定められた休日を変更することがある。</p> <p>④エルダー社員Ⅲの年間の総休日数は <u>122日</u> とし、その取扱いは社員労働協約「休日規程」「連続休暇規程」による。</p>	
<p>第612条(年次有給休暇)</p> <p>会社は、エルダー社員に対し、勤続年数及び週契約日数・時間に応じ、<u>1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。</u></p> <p>ただし、年度途中の再雇用時には、年次有給休暇は付与しない。なお、勤続年数の算定は、毎年4月1日をもって基準とし、従前の社員又はスペシャリティスタッフの勤続年数を通算する。また、毎年4月1日時点で、社員労働協約「介護・介護準備勤務規程」第107条又は「短時間勤務規程」第108条に定める所定労働日数の低減により勤務時間の短縮を実施している場合、エルダー社員Ⅰ・Ⅱの週契約日数・時間については「週4日」を適用し、エルダー社員Ⅲの1か月を平均した週所定労働日数については、社員に準ずる。</p> <p>(中略)</p> <p>④(1)年次有給休暇は原則として1労働日を単位として与えるが、半日単位及び時間単位で、各人が保有する年次有給休暇のうち、1年間に各々5日を限度として、分割して請求することができる。<u>この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>⑦会社は年次有給休暇のうち <u>5日を越える日数</u> について、計画的に付与することができる。なお、年次有給休暇の計画的付与に関する細部については、組合と協議のうえ別に定める。</p> <p>⑧年次有給休暇は原則としてエルダー社員が自ら計画的に時季指定し取得するものとする。ただし、年次有給休暇の付与日数が10日以上エルダー社員に対し、<u>付与日数のうちの5日</u> について計画的に取得ができていない場合、会社が年度内に時季を定めて取得させるものとする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>第612条(年次有給休暇)</p> <p>会社は、エルダー社員に対し、勤続年数及び週契約日数・時間に応じ、<u>1年間に次の基準により年次有給休暇を与える。本条における1年間とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とする。</u></p> <p>但し、年度途中の再雇用時には、年次有給休暇は付与しない。なお、勤続年数の算定は、毎年4月1日をもって基準とし、従前の社員またはスペシャリティスタッフの勤続年数を通算する。また、毎年4月1日時点で、社員労働協約「介護・介護準備勤務規程」第107条または「短時間勤務規程」第108条に定める所定労働日数の低減により勤務時間の短縮を実施している場合、エルダー社員Ⅰ・Ⅱの週契約日数・時間については「週4日」を適用し、エルダー社員Ⅲの1ヵ月を平均した週所定労働日数については、社員に準ずる。</p> <p>(中略)</p> <p>④(1)年次有給休暇は原則として1労働日を単位として与えるが、半日単位及び時間単位で、各人が保有する年次有給休暇のうち、1年間に各々5日を限度として、分割して請求することができる。</p> <p>(中略)</p> <p>⑦会社は年次有給休暇のうち <u>1年間で5日を越える日数</u> について、計画的に付与することができる。なお、年次有給休暇の計画的付与に関する細部については、組合と協議のうえ別に定める。</p> <p>⑧年次有給休暇は原則としてエルダー社員が自ら計画的に時季指定し取得するものとする。但し、年次有給休暇の付与日数が10日以上エルダー社員に対し、<u>1年間で保有日数のうちの5日</u> について計画的に取得ができていない場合、会社が年度内に時季を定めて取得させるものとする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>・1年間の期間の明示と表記の整備</p>
<p>第616条(子の看護のための休暇)</p> <p>会社は、<u>小学校就学に達するまでの子を養育するエルダー社員が、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために</u> 休暇を請求した場合は、当該子が1人であれば1年間につき5日、2</p>	<p>第616条(子の看護等のための休暇)</p> <p>会社は、<u>小学校3年生の3月31日までの子を養育するエルダー社員が、次に定める当該子の世話等のために</u> 休暇を請求した場合は、当該子が1人であれば1年間につき5日、2人以上であれば1年間につき10日を限度として、子の看護等休暇</p>	<p>・法改正対応(名称変更、対象子の年齢引き上げ、対象事由の拡大)</p>

<p>人以上であれば1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を与える。この場合の1年間とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とする。また、休暇取得の期間は無給とする。なお、このほかの取扱いとは別に定める「子の看護・家族の介護のための休暇規程」による</p>	<p>を与える。この場合の1年間とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とする。また、休暇取得の期間は無給とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 負傷し、または疾病にかかった子の世話</li> <li>2. 当該子に予防接種や健康診断を受けさせること</li> <li>3. 感染症に伴う学級閉鎖等になった子の世話</li> <li>4. 当該子の入園（入学）式、卒園式への参加</li> </ol> <p>なお、このほかの取扱いは別に定める「子の看護等・家族の介護のための休暇規程」による。</p>	
<p>第617条(家族の介護のための休暇)          会社は、要介護状態にある家族の介護、その他の世話をするエルダー社員が、当該家族の介護や世話をするために休暇を請求した場合は、当該家族が1人であれば1年間につき5日、2人以上であれば1年間につき10日を限度として、介護休暇を与える。この場合の1年間とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とする。また、休暇取得の期間は無給とする。なお、このほかの取扱いは別に定める「子の看護・家族の介護のための休暇規程」による。</p>	<p>第617条(家族の介護のための休暇)          会社は、要介護状態にある家族の介護、その他の世話をするエルダー社員が、当該家族の介護や世話をするために休暇を請求した場合は、当該家族が1人であれば1年間につき5日、2人以上であれば1年間につき10日を限度として、介護休暇を与える。この場合の1年間とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とする。また、休暇取得の期間は無給とする。なお、このほかの取扱いは別に定める「子の看護等・家族の介護のための休暇規程」による。</p>	<p>・法改正対応（名称変更）</p>
<p>諒解事項          [諒解事項]          1. 第611条第1項の定めは、2024年10月1日以降の最初の水曜日より有効とし、2024年9月30日以前の起算日は毎週月曜日とする。          2. 第612条第4項のうち、時間単位の年次有給休暇に関する定めは、2024年10月1日以降有効とする。</p>	<p>(削除)</p>	<p>・諒解事項の削除</p>
<p>第15章 効力</p>	<p>第15章 効力</p>	
<p>第1504条(有効期間)          本協約の有効期間は、<u>2024</u>年4月1日から<u>2025</u>年3月31日までとする。</p>	<p>第1504条(有効期間)          本協約の有効期間は、<u>2025</u>年4月1日から<u>2026</u>年3月31日までとする。</p>	<p>・有効期間の更新</p>
<p>第1505条(自動更新)          本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、<u>2026</u>年3月31日を超えることはできない。</p>	<p>第1505条(自動更新)          本協約は、期間満了90日前までにいずれか一方より改訂更新の申出がない場合は、さらに1年間有効とするが、<u>2027</u>年3月31日を超えることはできない。</p>	<p>・有効期間の更新</p>
<p><u>2024年4月1日</u></p> <p>株式会社 エムアイカード          代表取締役 <u>梅田 貴生</u></p> <p>三越伊勢丹グループ労働組合          エムアイカード支部          執行委員長 <u>益田 直哉</u></p>	<p><u>2025年3月31日</u></p> <p>株式会社 エムアイカード          代表取締役 <u>梅田 貴生</u></p> <p>三越伊勢丹グループ労働組合          エムアイカード支部          執行委員長 <u>益田 直哉</u></p>	<p>・締結日は労働協約の有効期間の開始日前日とする          ・労使代表者は、締結日時点とする</p>